

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

入会及び退会規則

(趣 旨)

第1条 この法人（以下「本学会」という。）の入会及び退会については、定款に定められたことのほかは、この規則による。

(入会手続き)

第2条 本学会の会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本学会事務局に提出しなければならない。ただし入会金は徴収しない。

- 2 理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。

(会 費)

第3条 会費は当該事業年度に全額納入するものとする。

- 2 正会員の会費は年額10,000円とする。
- 3 準会員の会費は年額5,000円とする。
- 4 賛助会員の会費は年額50,000円とする。
- 5 名誉会員は会費を免除する。

(退 会)

第4条 退会希望者は所定の退会届を学会事務局に提出し、理事会の承認を得る。ただし行政処分者の退会届は受理しない。

- 2 会員退会日は退会届を事務局に提出した日とする。

(再入会)

第5条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとする時は新規入会手続きを要する。

- 2 会費滞納により会員資格を喪失した者の再入会は、滞納分の会費を納めた上で新規入会手続きを取るものとする。
- 3 除名処分を受けた者の再入会は、除名処分決定後最低2年間認めないものとする。
- 4 再入会可否の決定は理事会審議による。

(会員の権利)

第6条 会員は以下の権利を有する。

- (1) 本学会から刊行する図書^の優先頒布
- (2) Journal of Spine Research 電子ジャーナルのバックナンバー^の閲覧
- (3) 学術集会での発表
- (4) 学会誌への投稿
- (5) インプラントアーカイヴス^の閲覧
- (6) 本学会主催のセミナー等への優先参加

(令和3年11月8日理事会承認)